

名古屋市農業委員会 令和4年第4回総会 議 事 録

- 開催日時 令和4年4月20日（水） 開始：午後2時00分、終了：午後2時48分
- 開催場所 名古屋市役所東庁舎 5階 大会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	11 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 事務局職員の紹介

(3) 議案審議

第25号議案 農地法第 5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第26号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第27号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願
について

第29号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の決定について

第30号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

第31号議案 令和 4年度事業計画について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②農地の賃借料情報の提供について

(5) その他

(6) 閉会

令和4年第4回総会 委員出欠状況

出席農業委員（11名）

		2番	成 田 秋 義 委員
		4番	近 藤 正 俊 委員
5番	坂 野 文 明 委員	6番	石 田 正 彦 委員
		8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 已佐子 委員		
11番	横 井 昭 男 委員	12番	岩 田 公 雄 委員
		14番	野 間 利 和 委員
15番	安 井 勝 春 委員	16番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

17番	森 國 晃 委員		
21番	大 島 誠 委員	22番	伊 藤 正 幸 委員
		24番	横 井 慎 一 委員
25番	木 村 正 男 委員		
27番	服 部 勇 夫 委員		

令和 4 年第 4 回総会（令和 4 年 4 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 4 年第 4 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 4 年第 4 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 25 号議案「農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について」から、第 31 号議案「令和 4 年度事業計画について」までの 7 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 11 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、阪野文明委員及び箕浦基伸委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

それでは、次第２の「事務局職員の紹介」に移ります。

この４月の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員に一部異動がありましたので、事務局から紹介させていただきます。お願いいたします。

事務局次長

それでは、お手元の資料、職員名簿をご覧ください。名前の左側に丸がついているのが、新しく就任した職員でございます。

この中で、本日出席しております職員を紹介させていただきます。

まず始めに、農業委員会事務局長でございます。

次に、私、事務局次長でございます。

次に、事務局農政課長でございます。

次に、港農政課長でございます。

また、本日は時間の都合上、紹介を割愛いたしますが、他に２名の新任職員が就任いたしました。今までの職員同様、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 25 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-3 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

受付番号 3-3 の農地につきまして、4 月 6 日に担当委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

本件の申請の内容は、分家住宅を建設する目的で、農地区分が白地の第 3 種農地に使用貸借権を設定するものです。

なお、申請地は従前農用地区域でしたが、昨年 9 月総会にて、農用地からの除外についての意見聴取を行い、「差し支えない」とのご意見をいただいた箇所になります。

借受人は現在、名古屋市東区の賃貸住宅に居住していますが、今後子供が生まれる予定で現在の間取りでは手狭になることから、自己住宅の建築を考えるようになりました。本家の周辺で土地を探しましたが適地がなく、祖母の所有地を紹介されるに至り、今回の申請に及んだものです。

申請地の中川区富田町大字供米田字外河田の 1 筆の畑は、現在は耕作準備中であり、良好に管理されておりました。周辺の状況は、東側は道路、北及び西側は田、南側は宅地に接しており、周辺農地への被害の防除には配慮することです。

また、借受人は資金調達に必要な資力・信用があること、開発許可の手続きも進められていることから、当該転用事業が確

実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可することに問題はないと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-7 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-7 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、4 月 4 日に調査した結果を報告します。

一時転用の内容は、「田んぼアート」の観察台を、会場の隣接地で、現在休耕中の港区西茶屋三丁目の 1 筆の畑に設置するものです。

借受人は、田んぼアート実行委員会の代表です。

申請地は農用地ではありますが、当該施設は、仮設構造物で、他に適当な土地がなく、利用許可期限後は、農地に復元する旨を確認しております。

また、茶屋新田土地改良区の同意書があることや、借受人は、資金力・信用力があること、開発許可に関しては必要ない旨を確認していることから、当該事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 25 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 25 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 26 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-16 及び 1-17 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-16 及び 1-17 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、4 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-16 願い出の農地の、緑区桶狭間神明の 1 筆は、耕作準備中で、同 1 筆は、そら豆やにんにく、ミカンが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 受付番号 1-17 願い出の農地の、緑区赤松の 1 筆には、柿やミカンのほか、大根や白菜などが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上 2 件につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-18 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	受付番号 2-18 の農地について、4 月 4 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

	受付番号 2-18 は田で、耕作準備中でした。申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-8 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-8 の農地につきまして、4 月 5 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 本件は、願出者が膀胱癌を患ったことによる衰弱のため農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願が出されたものです。なお、病状については、医師の診断書と本人との面談により事務局が確認しております。 願い出のありました中川区法華一丁目の 1 筆の畑は、タマネギ、エンドウなどが作付けされ、願出者が農作業に従事できなくなるまで、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認しました。 証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-7 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-7 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、4 月 4 日に調査した結果を報告します。

本件申請は、願出者が、生産緑地である港区東茶屋二丁目始め 2 筆の田及び、畑 1,031 平米の主たる従事者であることにつき、証明を願い出たものです。

願出者は、平成 26 年に心筋梗塞になり、平成 30 年より、併せて、慢性心不全、労作時狭心症も発症しており、農作業が不可能になったことは、事務局が医師の診断書及び面談により確認しております。

なお、本件願い出に係る生産緑地の現況につきまして、調査した結果、茶屋新田土地区画整理の 1 筆の仮換地で、作止め中の状態でした。

これらの事実から、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 26 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 26 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 27 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-65 から 1-71 までについて、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

受付番号 1-65 から 1-71 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、4月4日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-65、緑区東神の倉三丁目の2筆には、一体で、梅や柿、はっさくなどが栽培されていました。

受付番号 1-66、天白区天白町大字平針字黒石の1筆には、梅やミカン、菜花が、同1筆には桃や栗、柿、ブドウなどが栽培されていました。

受付番号 1-67、天白区天白町大字平針字黒石の1筆には、えんどうやタマネギ、ミカンが、受付番号 1-68、名東区高針荒田の2筆には、一体で、生け花用花木やミカンが、それぞれ栽培されていました。

受付番号 1-69、天白区池場一丁目の1筆、池場三丁目の2筆には、それぞれ梅が栽培されていました。池場四丁目の1筆には柿やミカンが、池場五丁目の1筆には梅が、海老山町の2筆には、栗が、島田二丁目の2筆、菅田一丁目の1筆及び原三丁目の1筆には梅が、それぞれ栽培されていました。

受付番号 1-70、名東区大針三丁目の2筆には、一体で、梅やミカンのほか、えんどうやネギなどが栽培されていました。

受付番号 1-71、緑区赤松の1筆には、梅や柿、ミカンのほか、ばれいしょやタマネギなどが栽培されていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-43 から 2-45 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	受付番号 2-43 から 2-45 について、4 月 4 日と 5 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-43 は、全部で 10 筆です。新富町 5 丁目の 2 筆と日比津町 3 丁目の 1 筆は田で耕作準備中でした。残りの 7 筆は畑で、日比津町字古川の 5 筆は、耕作準備中、道下町 1 丁目の 2 筆はタマネギが作付けされていました。 受付番号 2-44 は、畑で、ネギ、タマネギ、えんどう等が作付けされていました。 受付番号 2-45 は、田と畑で、金屋一丁目の 1 筆の田は耕作準備中でした。金屋一丁目の 1 筆の畑は、ネギ、タマネギ、鳥羽見二丁目の 1 筆の畑は耕作準備中、鳥羽見二丁目の 1 筆の畑は、えんどう、キャベツ、新守山の 1 筆の畑は、タマネギ、ミカン、梅がそれぞれ作付けされていました。 いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-32 から 3-34 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-32 から 3-34 の農地につきまして、4 月 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-32 の中川区江松四丁目の 1 筆の田は、耕作準備

中、同 1 筆の畑には、そら豆、ネギ、タマネギなどが作付けされており、良好に管理されていました。

受付番号 3-33 の中川区江松四丁目の 1 筆の田は、耕作準備中、同 1 筆の畑には、トマト、スナップエンドウ、同 1 筆の畑には、ジャガイモ、ネギ、江松五丁目の 1 筆の畑にはジャガイモ、にんにくが作付けされており、良好に管理されていました。

受付番号 3-34 の中川区江松西町の 2 筆及び東かの里町の 1 筆の田については耕作準備中、江松西町の 1 筆の畑については、一部花木が作付けされていた他、耕作準備中の状態で、良好に管理されていました。

以上につきまして、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-22 及び 4-23 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-22 及び 4-23 の農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、4 月 4 日と 5 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-22 の 1 筆及び、受付番号 4-23 の 6 筆の申請地につきましては田として、耕作準備中で良好に管理されておりました。

以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。

調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 27 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 27 号議案の案件は証明することといたします。
	次に、第 28 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。
	それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-7 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-7 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、4 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。
	受付番号 1-7 願い出の天白区菅田二丁目の 1 筆、保呂町の 1 筆は、昨年所有者が亡くなられ、長男が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。
	申請地の菅田二丁目の 1 筆には、ミカンやイチジクが栽培され、保呂町の 1 筆は市民農園として利用されており、いずれも良好に管理されていました。
	また、申請者自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されていることから、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

	以上のことから、これらにつきまして相続税の納税猶予の適格者として証明とすることに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-6 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-6 の農地につきまして、4 月 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 願い出のありました、中川区富永三丁目の 2 筆は、昨年所有者が亡くなられ、長男が土地を相続し、引き続き農業経営を行うとの申し出がありました。 申請地は田で耕作準備中であり、良好に管理されていきました。 被相続人が亡くなってからの耕作は相続人が行っており、今後も適切に管理されていくことが見込まれます。 以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 28 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 28 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 29 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。 審議のポイントとして、配付資料①及び② をお配りしていますので、合わせてご覧ください。 それでは、11 ページの農用地利用集積計画案の第 1 号について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	農用地利用集積計画案の第 1 号の農地につきまして、4 月 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 本件は、申請者が既に利用権の設定を受ける者として平成 31 年 3 月から 3 年間承認を受けており、今後も引き続き申請地で耕作していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、利用権の更新の申請がなされたものです。 申請地である中川区江松西町の 1 筆の田は耕作準備中で、良好に管理されていました。また、申請者が現在耕作しているその他の農地もすべて良好に管理されており、申請地についても引き続き適正に管理されることが見込まれます。 なお、配布資料①に記載のとおり、「利用権の存続期間」や「有益費の償還」などの内容についても、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、引き続き農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、12 ページの第 2 号について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

令和 4 年度第 2 号の農地利用集積計画につきまして、4 月 4 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、農地の利用権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地は、港区西福田一丁目の 1 筆の畑で、面積は 128 平米です。農地の現状は、耕作準備中の状況でした。

借受人は、名古屋市での新規就農を希望し、農地バンクの借受希望者に登録され、登録のあった所有者との間で、利用権設定をすることについて協議を行った結果、合意に至り、本件の申し出をなされたとのことです。

借受人とは、農地バンクの借受希望者登録時に、面談を行いました。その結果により、申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。さらに、利用権の設定がされたあとも、農地の適切な管理がされていくものと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 ないようでございますので、それではここで、第 29 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。10 ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。 理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 29 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 29 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 30 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議を行います。 こちらは、港区南陽地区における農地中間管理事業による農地の貸し借りに関する案件です。

主査

議案の 18 ページをご覧ください。配付資料の③及び④についても、合わせてご覧ください。

それでは、第 30 号議案について、事務局より説明をお願いします。

本件は、平成 29 年に農地中間管理事業による利用権の設定を行った農地につきまして、出し手と受け手が合意したことにより、存続期間を 5 年間として再度利用権の設定をするものです。

配付資料③をご覧ください。

農地中間管理事業について、簡単にご説明させていただきます。図にありますように、高齢化や後継者不足等によって農作業が困難になった出し手から、農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、受け手に貸し付けるという制度です。例年、港区、中川区において新規貸付がありますが、内容は同じで本件は再貸付となります。

資料裏面をご覧ください。

次に、今回の議案についてご説明いたします。

2 名の出し手から、2 筆の農地を農地中間管理機構が借りて、それを受け手に貸し付けるという流れでございます。

そして、この手続きは再貸付についても「農用地利用集積計画」の案を市が作成し、農業委員会での審査、決定を経て、市が計画を定めることになっております。

配付資料④をご覧ください。

第 30 号議案につきまして、審議のポイントをまとめてございます。

ご覧のとおり、農地中間管理事業による利用権設定に際しましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、基本構想に適合すること、及び、所有権者等の同意が得られているという要件をそれぞれ満たす必要があり、今回の議案では必要なすべての要件を満たしておりますことをご確認ください。

なお、利用権の存続期間につきまして、中間管理事業による貸出は原則 10 年となっておりますが、この 2 名は平成 29 年当初から長期間貸出することの不安から 5 年間を選択されており、今回も同様の理由から 5 年間の貸出ということで受け手の同意を得ています。事務局からの説明は、以上でございます。

議長（会長） ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

安井（勝）委員 中間管理機構の受付は例年 8 月末で締め切りなんですけど、途中の方も受け付けるってことなんですか。

主査 今回はですね、もともとの契約期間が 5 月までで、通常ですと 8 月までに募集しておりまして、ただ今回はこういった形となります。

安井（勝）委員 手続きと言いますか、今後もしこういう方が出た場合には受け付けるということですかね。通常 8 月ですよ。

主査 基本的には 8 月に受け付けまして、これから新しく貸し付けをする方はすべて 8 月に受け付けします。ただ、5 月までの方は、こういった形で対応していくということです。

議長（会長）	他に何かありますでしょうか。 他にないようです。それではここで、第 30 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。17 ページをご覧ください。 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。 理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 30 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 30 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 31 号議案、令和 4 年度事業計画について、です。
農政係長	それでは、事務局から説明をお願いいたします。 それでは、第 31 号議案についてご説明いたします。 なお、第 31 号議案はお持ち帰りいただけるよう別にホチキス止めした資料になっております。

はじめに、令和3年度の事業内容について報告をさせていただきますので、26ページ、右肩に「参考」とあるページをご覧ください。

「1 総会」でございます。26ページから、28ページにかけて総会の開催状況をお示ししております。議案等につきましてはご覧のとおりでございます。

(2) をご覧ください。総会における「議案の審議件数」でございます。29ページにかけて、議案の事項ごとに、件数をお示しいたしました。

(3) につきましては、届出などの処理報告につきまして、事項ごとに件数をお示しいたしました。

次に、30ページ「2 意見の提出」でございます。

市長始め、関係の各行政機関、団体に対しまして、農業委員会として意見を提出いたしました。

次にその下「3 運営委員会」でございます。

開催状況について、お示しいたしました。

次に31ページの「4 研修」でございますが、令和4年2月に予定されていた農業団体との意見交換については、新型コロナウイルスの影響により、中止となりました。

最後に、「5 その他」でございます。

例年、全国農業委員会会長大会をはじめ、農業会議主催の会議が開催されておりますが、令和3年度については新型コロナウイルスの影響により、中止となりました。また、「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」については、リモートにより開催されました。

以上が、令和3年度の事業報告でございます。

それでは、24ページの事業計画（案）についてご説明いたします。

まず、「1 総会」でございます。

総会につきましては、原則として毎月20日の開催としておりますが、5月と1月については25日となっております。

場所については、今月4月の総会と10月の総会は、市役所東庁舎5階大会議室となっておりますので、ご注意ください。それ以外の開催月は西庁舎12階西12C会議室で行います。また、開催通知にてみなさまにはご案内いたします。

開催時刻は、午後2時で予定しておりますが、総会後に別の予定がある場合などは変更することがありますので、ご了承ください。

その他必要に応じて随時開催する可能性がありますので、ご承知おきください。

裏面をご覧ください。「2 意見の提出」でございます。

農業委員会の意見の提出につきましては、5月の総会において、ご審議をいただいたうえで、市長等に提出する予定としております。

次に、「3 現地研修」でございます。

例年であれば、農地等の視察を予定しておりますが、詳細については未定とさせていただいております。新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて、今後検討してまいります。

次に、「4 研修」でございます。

昨年度は新型コロナの影響で中止となってしまいましたが、例年通り、農業者との意見交換を2月頃に予定しております。

	最後に、「5 その他」でございます。 全国農業会議所等の主催によるご覧の各種会議が予定されております。 以上が、令和4年度事業計画（案）でございます。新型コロナウイルスの影響により、色々と変更が出てくるかもしれませんが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見、ご質問等はございますか。 特にないようです。それでは、第31号議案の事業計画については、案のとおり承認いただいてよろしいか、お諮りします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ありがとうございます。第31号議案の事業計画は承認されました。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和4年3月1日から令和4年3月31日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1ページから8ページにかけまして、農地法第3条の3の規定による届出が22件

続いて、9 ページから 18 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 36 件

続いて、19 ページから 47 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 106 件

続いて、48 ページから 49 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 4 件

続いて、50 ページから 51 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 5 件

続いて、52 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 2 件

続いて、53 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「農地の賃借料情報の提供」について、事務局より報告をお願いします。

農政係長

それでは、報告 2 の資料をご覧ください。

報告 2 は、農地法第 52 条に基づく、農業委員会による農地

の賃借料の情報提供についてでございます。

裏面をご覧ください。

この取扱につきましては、「参考 1 賃借料の算定」に掲げてあるように、特殊な事例を除き、契約事例が 5 件以上無い場合、本市農業委員会としては情報提供を行わず、愛知県における賃借料水準を参考情報として提供することを、平成 25 年の総会で申し合わせしております。

令和 3 年 1 月から同年 12 月までに締結された事例は、利用権の賃貸借による 4 件にとどまりました。

従いまして、本市農業委員会として賃借料の情報提供は行わず、参考として愛知県の賃借料水準を本市ホームページにおいて公表することといたします。以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

農政係長

配付資料⑤とあります資料をご覧くださいませ。

令和 4 年度の農政関係予算についてです。

参考としまして、令和 3 年度の予算額と額の増減を合わせてお示ししております。以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和4年第4回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時48分）